

# 千葉県報

号外  
令和8年3月31日

## 主要目次

○ 千葉県水道用水供給条例施行規程	一
○ 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程	三
○ 千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程	六
○ 千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程	七
○ 千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	八
○ 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程	三七
○ 千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程	三七
○ 千葉県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程	三七
○ 千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程	三八
○ 県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第四号第八号及び第五号第四号に規定する者を定める管理規程の一部を改正する管理規程	三八
○ 千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令	三八
○ 千葉県企業局工業用水道事業に係る自家用電気工作物保安規程を廃止する訓令	三九

## 企業局管理規程

千葉県水道用水供給条例施行規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

### 千葉県企業局管理規程第一号

#### 千葉県水道用水供給条例施行規程

(趣旨)

第一条 この管理規程は、千葉県水道用水供給条例（令和七年千葉県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四号第一項、第五条及び第八条の規定により、条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(供給地点等)

第二条 水道用水を供給する地点及び方法については、千葉県企業局長（以下「局長」という。）が、水道用水の供給を受けようとする水道事業者と別に協議して定める。

(水道用水の供給の申込み)

第三条 水道用水の供給を受けようとする水道事業者は、毎年九月一日までに、翌年度の年間受水量（四月一日から翌年三月三十一日までの期間に供給を受けようとする水量をいう。以下同じ。）及び月間受水量（当該月の一日から末日までの期間に供給を受けようとする水量をいう。以下同じ。）を年間受水量等申込書（別記第一号様式）により局長に申し込まなければならない。

2 局長は、前項の規定による申込みについて、承諾することが適当と認める場合には、速やかに供給承諾書（別記第二号様式）により承諾するものとする。

(使用水量の決定)

第四条 条例第四条第一項ただし書の規定による使用水量の決定は、使用水量が明らかな期間の使用水量に、使用水量が不明である期間の前後の期間における使用水量等を考慮して局長が決定した使用水量を加えて行うものとする。

2 使用水量の決定の単位は、立方メートルとする。

(使用水量の通知)

第五条 条例第四条第二項の規定による通知は、当該決定を行った日から七日以内に使用水量通知書（別記第三号様式）により行うものとする。

(料金の徴収等)

第六条 局長は、条例第三条に規定する料金に係る納入通知書を、条例第四条第一項の規定により決定された使用水量に係る月の翌月十日までに、水道用水の供給を受けた水道事業者に送付するものとする。

2 水道用水の供給を受けた水道事業者は、納入通知書の送付を受けた月の二十五日までに、料金を局長が指定する金融機関に納入しなければならない。

3 第一項の納入通知書の送付期日及び前項の料金の納期限について特別の事情があると局長が認める場合は、これらを延期することができる。

(委任)

第七条 この管理規程に定めるもののほか、水道用水の供給に關して必要な事項は、局長が別に定める。

#### 附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和八年度の水道用水の供給の申込みは、第三条の規定にかかわらず、令和八年四月一日に年間受水量等申込書により局長に申し込まなければならない。

別記

第一号様式 (第三条第一項)

年間受水量等申込書

第 年 月 日 号

千葉県企業局長 様

名 称  
代表者氏名

千葉県水道用水供給条例第2条の規定により、 年度の年間受水量等を次のとおり  
申し込みます。

年間	受水量 (m <sup>3</sup> )	一日平均 (m <sup>3</sup> /日)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

第二号様式 (第三条第二項)

供給承諾書

第 年 月 日 号

様

千葉県企業局長

年 月 日付け 第 号で申込みのあつた 年度年間受水量  
等については、千葉県水道用水供給条例施行規程第3条第2項の規定により、申込内容の  
とおり承諾します。

第三号様式 (第五条)

使用水量通知書

第 年 月 日 号

様

千葉県企業局長

月分の使用水量について、千葉県水道用水供給条例第4条第2項の規定により、次  
のとおり通知します。

測定場所	今月の指針 (m <sup>3</sup> )	前月末の指針 (m <sup>3</sup> )	今月の使用水量 (m <sup>3</sup> )
合計			

(備考)

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第二号

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則(昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の四 条例第三条の四第一号の給料月額等を考慮して局長が定める額は、新たに採用された職員に適用されるその採用の日における給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に当たった額(次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める額)並びにこれに第二十五条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を第七条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(以下「特定額」という。)とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 附則第二十八項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に当たった額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

2 条例第三条の四第一号の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して局長が定める額は、新たに採用された職員の在勤する地域に当たったその採用の日における地域別最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。)の額(以下「基準額」という。)とする。

3 第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に第七条第一項に規定する一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に同条第三項の規定により定められたその者の勤務

時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつては当該額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

4 条例第三条の四第二号の局長が定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一号の規定を適用するものとする。ただし、特定額として算定されることとなる額(以下「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

5 第三項の規定は、前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、第三項中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関しては、知事の事務部局の一般職の職員の例による。

第二十五条の二第一項中「佐倉市」の下に「、東金市」を、「印西市」の下に「並びに山武郡横芝光町、長生郡長柄町及び夷隅郡大多喜町」を加える。

第二十六条第一項中「第一号及び第三号に掲げる職員にあつては月の一日からその月以後の月の末日までの期間として局長が定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第二号に掲げる職員にあつては月の一日から末日までの期間につき」を削り、同項第一号中「局長」を「支給単位期間につき、局長」に、「その者の支給対象期間」を「当該職員の支給単位期間」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める」を「支給単位期間につき、六万七千二百円を超えない範囲内で自動車等(条例第五条第二号に規定する自動車等をいう。以下同じ。))の使用距離の区分に応じて別表第六に掲げる」に、「一箇月」を「支給単位期間」に、「減じて得た」を「減じた」に改め、同

号イからハまでを削り、同項第三号中「自動車等」を「自動車等」に、「第一号に定める額及び前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額」を「前二号に定める額」に、「又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た」を「又は前号に定める」に改め、同条第二項中「支給対象期間につき、局長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。))及び同項の規定による額の合計額」を「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、局長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

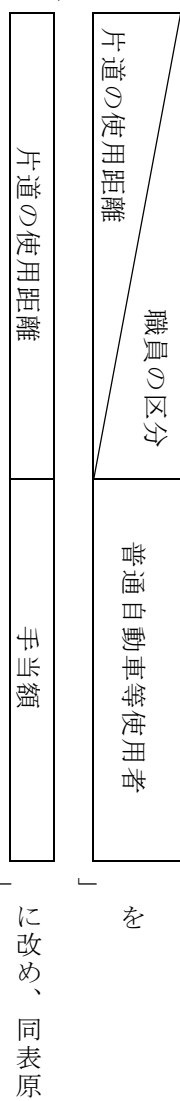


千葉工業用水道事務所	浄水場長	四種
	所長	二種
葛南工業用水道事務所	課長	四種
	佐倉浄水場長	四種
君津工業用水道事務所	所長	四種
	次長	四種
出先機関共通	総務課長	四種
	副参事	三種
	副技監	三種
	主幹	四種

備考 局長は、この表に定める区分にかかわらず、北総浄水場次長、給水場次長及び水質センサー次長にあつては、四種の区分とすることができる。

別表第六中「別表第六(第二十六条第一項第二号)普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表」を

「別表第六(第二十六条第一項第二号)」に改め、



動機付自転車等使用者の欄を削る。

別表第七浄水等作業手当の項中「浄水場又は給水場」を「浄水場若しくは給水場又は水道水供給事業の浄水場」に改める。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。)附則第十項に規定する暫定再任用職員は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年千葉県条例第一号)第十三条又は第十四条第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この管理規程による改正後の千葉県企業局就業規則(以下「改正後の就業規則」という。)第二十四条の四第一項の規定を適用する。

3 令和四年改正条例附則第二十九項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の就業規則第二十四条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

4 この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(改正後の就業規則第二十六条第四項に規定する駐車場等をいう。)を利用しての職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、局長が別に定めるところにより、その実情を届け出なければならぬ。

5 施行日前に解散前の九十九里地域水道企業団又は解散前の南房総広域水道企業団(以下「解散前の両企業団」という。)の職員であつた者から引き続き新たに職員となつた者で、その者の受ける給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額が施行日の前日においてその者が受けていた給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当に相当する給料及び手当の月額合計額を勘案して局長が定める額に達しないこととなるものには、給料及び手当の月額合計額のほか、その差額に相当する額を給料又は手当として支給する。

6 前項の規定にかかわらず、施行日前に解散前の両企業団の職員であつた者から引き続き六十歳に達した日後における最初の四月一日(以下「特定日」という。)に職員となつたものの受ける給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額が特定日の前日においてその者が受けていた給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当に相当する給料及び手当の月額合計額を勘案して局長が定める額に達しないこととなるものには、給料及び手当の月額合計額のほか、その差額に相当する額を給料又は手当として支給する。

7 施行日前に解散前の両企業団の職員であつた者から引き続き特定日に職員となつたもののうち、任用の事情を考慮して千葉県企業局就業規則(以下「就業規則」という。)附則第三十四項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、局長が定めるところにより、就業規則附則第三十一項から第三十三項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 施行日前に解散前の両企業団の職員であつた者から引き続き施行日に職員となつたもので、その者の退職の日における給料月額が、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする管理規程が制定された場合において、当該管理規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)以外の理由により、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるものに係る退職手当の基本額に関し必要な事項については、局内の他の職員との均衡を考慮して局長が定める。

9 施行日前に解散前の両企業団の職員であつた者から引き続き施行日に職員となつたも

の退職の日におけるその者の職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第六号)第六条の四に規定する退職手当の調整額がその者が施行日の前日に退職した場合において支給される退職手当の調整額に達しないこととなるものに係る同条の適用に  
 関し必要な事項については、局内の他の職員との均衡を考慮して局長が定める。  
 (補則)  
 10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に關し必要な事項は、局長が定める。

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第三号

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局組織規程(昭和三十四年千葉県水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「水道部」の下に、「用水供給部」を加え、同条第二項の表管理部の項中「企画管財班」を「財務企画班」に、「庁舎整備室」を「管財室」に改め、同表水道部の項中「計画・危機管理室」を「計画室」に改め、「計画班 危機管理班」を削り、「大規模更新室」を「企画調整班」に、「技術指導班」を「危機管理室」に改め、同項計画課の目おしい水づくり推進班の節を削り、同目の次に次のように加える。

建設課	業務改革・技術指導室	業務改革班	技術指導班
	大規模更新室	大口径管路班	施設班

第二条第二項の表水道部の項中「水質管理班」を「水運用班」に、「水運用班」を「水質管理班」に改め、同項浄水課の目施設整備班の節を削り、同項中「配水工務室」を「配水工務施設室」に、「配水工務企画班 配水工務推進班」を「配水工務班 施設管理班」に、「管理・給水装置室」を「給水装置班」に改め、「施設管理班 給水装置班」を削り、同項の次に次のように加える。

用水供給部	用水供給管 理課	総務班	
		経営企画室	
用水供給施設課	浄水管理室	施設更新推進室	

第二条第三項中「及び」を「、用水供給事務所及び」に改め、同項の表水質センターの項の次に次のように加える。

給事務所	九十九里用水供給事務所	総務課	工務課	水質課	光浄水場	東金浄水場	長柄浄水場
------	-------------	-----	-----	-----	------	-------	-------

南房総用水供給事務所	総務課	工務課	水質課	大多喜浄水場
------------	-----	-----	-----	--------

第二条の二水道部の部第一号中「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」に改め、同部の次に次のように加える。

一 水道用水供給事業(設置条例第二条第四項に規定する水道用水供給事業をいう。以下同じ。)の施行に關すること。

第二条の二工業用水部の部第一号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に改め、同条土地管理部の部第一号中「第二条第六項」を「第二条第八項」に改める。

第三条第一項総務企画課の部第二号中「計画課」の下に、「建設課」を加え、同部第三十四号及び第三十五号中「水道事業、」を「水道事業、水道用水供給事業、」に改め、同項財務課の部第十四号中「給水場」の下に、「用水供給事務所」を加え、同条第二項計画課の部中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を削り、第十三号を第八号とし、第十四号を第九号とし、同部の次に次のように加える。

建設課

- 一 水道技術の業務改革の総括に關すること。
- 二 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に關すること。
- 三 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に關すること。
- 四 水道技術の調査及び研究に關すること。
- 五 工事の指導、検査、工程管理等に關すること。
- 六 設計積算及び積算基準に關すること。
- 七 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の建設工事(給水課において所掌するものを除く。)並びに取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設(送配水管を除く。)の修繕工事の総合調整に關すること。
- 八 施設整備センターの業務(前号に規定する工事に伴うものに限る。)に伴う補償の総括に關すること。
- 九 送配水管の建設工事(給水課において所掌するものを除く。)に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に關すること。
- 第三号第二項浄水課の部第十三号中「の建設工事(計画課において所掌するものを除く。）」及び修繕工事の総合調整」を「に係る災害対策の実施」に改め、同条第十四号及び第十五号を次のように改める。
- 十四 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整(計画課において所掌するものを除く。)に關すること。
- 十五 おいしい水づくりに關すること。

第三条第二項浄水課の部第十六号を削り、同項給水課の部第二号中「送配水管」を「配水施設(送配水管に限る。)」に改め、「建設工事」の下に「(施設整備センターにおいて実施するものを除く。)」を加え、同部第十号を次のように改める。

十 配水施設(送配水管に限る。)の建設工事(施設整備センターにおいて実施するものを除く。)又は補修工事及び維持管理並びに給水管の建設工事又は補修工事及び維持管理に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に關すること。

第三条第二項給水課の部第十四号中「及び施設整備センター」を削り、同部第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 用水供給部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 水道用水供給事業の総合調整に關すること。
- 二 水道用水供給事業の経営に關すること。
- 三 水道用水供給事業における企画に關すること。
- 四 水道用水供給料金に關すること。
- 五 水道用水供給事業に係る危機管理の総合調整に關すること。
- 六 水道用水供給事業に係る研修に關すること。
- 七 用水供給事務所に關すること。
- 八 水源及び水利權に關すること。
- 九 工事の指導、検査等に關すること。

用水供給施設課

- 一 水道用水の供給に係る総合調整に關すること。
- 二 水道用水供給事業に係る施設の維持管理の総括に關すること。
- 三 水道用水供給事業に係る施設の災害対策に關すること。
- 四 水道用水供給事業に係る施設の将来計画に關すること。
- 五 水道用水供給事業に係る工事の総合調整に關すること。
- 六 水質管理の総合調整に關すること。
- 七 水道用水供給事業に係る土地その他の不動産の取得及び補償の指導調整に關すること。
- 八 業務用無線の総括に關すること。

第四条中「水質センター」の下に「、用水供給事務所」を、「所管区域」の下に「、所管対象」を加える。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(用水供給事務所の分掌事務)

第九条の二 用水供給事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 水道用水の供給に關すること。
  - 二 水道用水供給料金の調定及び収入に關すること。
  - 三 水道用水供給事業に係る施設の維持管理に關すること。
  - 四 水道用水供給事業に係る工事に關すること。
  - 五 水道用水供給事業に係る水質監視及び水質検査に關すること。
  - 六 水道用水供給事業に係る土地その他の不動産の取得に關すること。
- 別表中「所管区域」の下に「、所管対象」を加え、水質センターの項の次に次のように加える。

給水課	東金市	茂原市、東金市、市原市、匝瑳市、山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町若しくは長南町を給水区域とする水道事業者(千葉県企業局、市原市及び山武市を除く。)
南房総用水供給事務所	夷隅郡大多喜町	館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町若しくは安房郡鋸南町を給水区域とする水道事業者

附則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第四号

千葉県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局処務規程(昭和三十四年千葉県水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「水質センター」の下に「、用水供給事務所」を加える。

別表第一業務振興課の項の次に次のように加える。

建設課	イ 千葉県水道事業給水条例の施行に關すること。	イ 送配水管の建設工事(給水課において所掌するものを除く。)(起因する第十三条の規定による戸数一万戸未満(午後十時から翌日の午前六時までの間にあつては、戸数二万戸未満)の給水の制限又は停止及び
	イ 送配水管の建設工事(給水課において所掌するものを除く。)(起因する第十三条の規定による戸数五千戸未満(午後十時から翌日の午前六時までの間にあつては、戸数一万戸未満)の給水の制限又は停止及び	

その予告に関すること。

別表第一給水課の項中「送配水管の建設工事」を「配水施設（送配水管に限る。）の建設工事（施設整備センターにおいて実施するものを除く。）」に改め、同項の次に次のように加える。

用水供給管理課	一 千葉県水道用水供給条例（令和七年千葉県条例第二十九号）の施行に関すること。 イ 第二条の規定による水道用水の供給の申込みに係る承諾に関すること。 ロ 第四条の規定による使用水量の決定及び通知に関すること。 ハ 第六条の規定による料金の減免に関すること。 ニ 第七条の規定による水道用水の供給の停止又は制限に関すること。
---------	---

附則  
この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第五号

千葉県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局財務規程（昭和三十九年千葉県水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」に改め、「同条第四項」の下に「に規定する水道用水供給事業（以下「水道用水供給事業」という。）、「同条第六項」を加え、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同条第二項中「水道事業、」の下に「水道用水供給事業、」を加える。

第三条第一項の表北総浄水場長及び給水場長の職にある者の項の次に次のように加える。

用水供給事務所長 当該用水供給事務所長の所管に係る会計の職にある者  
事務のうち、他に規定するものを除く出

建設課長	水道事業	工事台帳（その一） 固定資産台帳 資金前渡整理簿 収入調定徴収簿
		工事台帳（別記第二十三号様式） 固定資産台帳 資金前渡整理簿 収入調定徴収簿
用水供給管理課長	水道用水供給事業	料金徴収簿（別記第二十九号様式の二） 固定資産台帳 資金前渡整理簿 収入調定徴収簿
		料金の徴収に関する事項に係る支出負担行為及び支出請求に関すること。 戻出及び戻入命令に関すること。 貯蔵品の不用及び処分に関すること。 貯蔵品又は物品の出納保管に関すること。
用水供給施設課長	水道用水供給事業	工事台帳（別記第二十三号様式） 固定資産台帳 資金前渡整理簿 収入調定徴収簿
		工事台帳（別記第二十三号様式） 固定資産台帳 資金前渡整理簿 収入調定徴収簿

第七條第一項の表総務企画課長の項から経理課長の項までの規定中「工業用水道事業」を「水道用水供給事業」に改め、同表計画課長の項の次に次のように加える。

納（支払に関するものを除く。）その他  
の会計事務  
当該用水供給事務所長の所管に係る貯蔵品又は物品の出納保管に関すること。

第四条の表北総浄水場長及び給水場長の職にある者の項の次に次のように加える。

用水供給事務所長の職にある者	1	当該用水供給事務所の保管に係る金銭の出納（支払に関するものを除く。）を行うこと。
	2	行政財産の使用料及び不用品の処分等に係る調定及び収入に関すること。
	3	専決できる事項に係る支出負担行為及び支出請求に関すること。
	4	戻出及び戻入命令に関すること。
	5	貯蔵品の不用及び処分に関すること。
用水供給事務所の総務課長の職にある者	1	貯蔵品又は物品の出納保管に関すること。

第七條第一項の表工業用水管理課長の項中「(別記第二十九号様式の二)」を削り、同表施設設備課長の項中「(別記第二十三号様式)」を削り、同表所長の項及び企業出納員の項中「工業用水道事業」を「水道用水供給事業」に改める。

第十七條中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第二十五條中「別記第四十号様式の二」の下に「水道用水供給料金等納入通知書(別記第四十号様式の三)」を加え、「別記第四十号様式の三」を「別記第四十号様式の四」に改める。

第二十六條中「水道料金等納入通知書」の下に「水道用水供給料金等納入通知書」を加え、同条ただし書中「納期限又は」を「納期限、千葉県水道用水供給条例(令和七年千葉県条例第二十九号)第三条に規定する料金に係る納期限又は」に改める。

第三十條第二項中「よつて、」の下に「水道用水供給事業、」を加える。

第三十一條第二項中「から」の下に「水道用水供給事業、」を加える。

第三十四條第四項中「ときは、」の下に「支払依頼書(別記第五十号様式)を出納取扱金融機関に交付すること又は」を加え、「小切手振出済通知書」を「小切手振出済通知書」に、「により、」を「により」に、「通知しなければ」を「通知することにより、支払をしなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項を削る。

第三十九條第一項中「小切手を振り出すとともに、」を「支払依頼書及び」に改め、同条第二項中「水道事業にあつては」及び「を、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては隔地払資金受託書(別記第五十四号様式の二)」を削り、「債権者」を「債権者」に改める。

第四十條第一項中「小切手を振り出すとともに」を「支払依頼書並びに」に、「その」を「及びその」に改める。

第四十一條ただし書中「又は隔地払資金受託書」を削り、「かえる」を「代える」に改める。

第五十條の次に次の一条を加える。

(相殺の手續)

第五十條の二 課長及び所長は、事業に係る県の債権と債務とを相殺しようとするときは、振替調書兼振替伝票により経理課長を経て局長の決裁を受けなければならない。

2 課長及び所長は、前項の振替調書兼振替伝票について決裁があつたときは、これを出納員に送付するとともに、相殺通知書(別記第六十号様式)により相殺の相手方に通知しなければならない。

第五十一條の二第一項中「別記第六十号様式の二」の下に「及び資金収支・運用内訳調書(別記第六十号様式の三)」を加え、同条第二項中「資金計画調書」を「資金計画調書及び資金収支・運用内訳調書」に改め、「資金計画調書及び資金収支・運用内訳調書(別記第六十号様式の三)により」を削る。

第五十八條の見出し中「水道事業」の下に「及び水道用水供給事業」を加え、同条第一項中「水道料金等納入通知書」の下に「水道用水供給料金等納入通知書」を、「水道事業」の下に「又は水道用水供給事業」を加え、同条第四項中「から収納金」の下に「水道事業に係るものに限る。」を加える。

第五十八條の二第一項中「水道事業」の下に「及び水道用水供給事業」を加える。

第五十八條の三を削る。

第六十二條の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第一項中「経理課長の」の下に「交付した支払依頼書又は」を加え、同条第二項中「第三十四條第四項ただし書」を「第三十四條第四項」に、「小切手払出済通知書(別記第五十七号様式)」を「支払済通知書(別記第五十七号様式)」を、小切手の交付を受けたときは小切手払出済通知書(別記第五十七号様式)をそれぞれに改め、「同条第五項の規定により支払通知書の交付を受けたときは」を削る。

第六十三條中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては隔地払資金受託書」を削る。

第六十六條中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては未払金報告書(別記第六十六号様式の二)」を削る。

第六十八條第一項中「水道事業にあつては」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第六十九條第一項中「水道事業に係る」を削り、「別記第六十八号様式の二」の下に「又はこれに準ずる文書」を加える。

第九十九條の四第一項中「貯藏品出庫伝票により」の下に「水道用水供給事業」を加える。

第九十九條の五第二項中「のほか、」の下に「水道用水供給事業及び」を、「あるのは、」の下に「それぞれ「水道用水供給事業」又は」を加える。

第十七條第一項中「水道事業」の下に「及び水道用水供給事業」を加え、同条第二項中「貯藏品出庫伝票を」の下に「水道用水供給事業」を加える。

第一百八條第一項中「水道事業」の下に「及び水道用水供給事業」を加える。

第一百二十四條中「水道事業にあつては」及び「工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては固定資産等事故報告書(別記第八十九号様式の二)」を削る。

第一百八十條の二第一項中「報告セグメントは、」の下に「水道用水供給事業及び」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 規則第四十條第二項に規定する報告セグメントの区分は、次の表のとおりとする。

会計		区分
工業用水道事業会計	水道用水供給事業会計	九十九里地区水道用水供給事業 南房総地区水道用水供給事業
	工業用水道事業会計	五井市原地区工業用水道事業

五井姉崎地区工業用水道事業
千葉地区工業用水道事業
木更津南部地区工業用水道事業
房総臨海地区工業用水道事業
北総地区工業用水道事業
東葛・葛南地区工業用水道事業

様式目次の表中四十の三の項を四十の四の項とし、四十の二の項の次に次のように加える。

四十の三	水道用水供給料金等納入通知書	第二十五条
------	----------------	-------

様式目次の表五十一の項を次のように改める。

五十一	削除	
-----	----	--

様式目次の表五十四の二の項を削り、同表五十七の項中「小切手払出済通知書」を「小切手払出済通知書」に改め、同表六十の項を次のように改める。

六十	相殺通知書	第五十条の二
----	-------	--------

様式目次の表六十の三の項中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の二第一項」に改め、同表六十三の項を次のように改める。

六十三	削除	
-----	----	--

様式目次の表六十六の二の項、六十七の二の項及び六十七の三の項を削り、同表六十八の項中「第六十八条第四項」を「第六十八条第二項」に改め、同表八十九の二の項を削る。

別記第四十号様式の三中「あへん」を「せうへん」に改め、同様式を別記第四十号様式の四とし、別記第四十号様式の二の次に次の一様式を加える。

第四十号様式の三(第二十五条)

水道用水供給事業会計 納入通知書 兼 領収証

仕訳 年度	課所	調定番号	科目			金額 うち消費地 税及び地方 相当額
			款	項目	節	

摘要

%対象

千 様

発行年月日  
納期限

※本書は、金額を訂正したもの又は公印若しくは領収  
印のないものは無効です。

千葉県企業局長(所長)  
登録番号  
お客様保管用

取扱金融機  
関領収印

水道用水供給事業会計 収納済通知書

仕訳 年度	課所	調定番号	科目	金額	C D

この用紙は、直接機械に読ませますので、汚したり、折  
り曲げたりしないでください。

金額

納入者

(うち消費税額 )

様

摘要

%対象

発行年月日  
納期限

千葉県企業局企業出納員  
様

取りまとめ  
銀行領収印

登録番号  
受付店  
受付店(千葉銀行) 企業局

取扱金融機  
関領収印

水道用水供給事業会計 収納票

仕訳 年度	課所	調定番号	科目			金額 うち消費地 税及び地方 相当額
			款	項目	節	

納入者

様

摘要

発行年月日  
納期限

受付店用

取扱金融機  
関領収印

別記第四十三号様式を次のように定める。  
**第四十三号様式** (第三十条第二項)

公金払込書 (受付店用)

仕コード	3	年度	第	号
課所		1: 保管現金 2: つり銭準備金		
区分				
納人				
金額		円		
摘要	給水収益	件	円	
	修繕収益	件	円	
	手数料	件	円	
上記のとおり払い込みします。 千葉県企業局企業出納員				
年	月	日	納付場所	取扱銀行
			千葉銀行	支店

収納済通知書

仕コード	3	年度	第	号
課所		1: 保管現金 2: つり銭準備金		
区分				
納人				
払込人				
金額		円		
摘要	給水収益	件	円	
	修繕収益	件	円	
	手数料	件	円	
千葉県企業局企業出納員 様				
出納取扱店	取扱銀行			
支店	千葉銀行			

領収証

仕コード	3	年度	第	号
課所		1: 保管現金 2: つり銭準備金		
区分				
納人				
払込人				
金額		円		
摘要	給水収益	件	円	
	修繕収益	件	円	
	手数料	件	円	
上記のとおり領収しました。				
取扱銀行				
印				





別記第六十六号様式の二を削る。

別記第六十七号様式中「五」を削り、「六千円未満」を「六千五百円未満」に改める。

別記第六十八号様式の二及び第六十七号様式の三を削る。

別記第六十八号様式中「第六十八号様式」を「第六十八号第一項」に改める。

別記第六十九号様式中「十兆未満」を「十兆未満」に改める。

別記第八十九号様式の二を削る。

別表第一支出予算の執行(支出を伴わない予算の執行を含む。)の項工事請負費の目  
 「一億五千万円未満」を「三億円未満」に改め、同項給料、手当等、賞与引当金繰入額、  
 法定福利費、法定福利費引当金繰入額、旅費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、  
 動力費、薬品費、保険料、報酬、退職給付費、公課費、貸倒引当金繰入額及びその他引当  
 金繰入額の目中「手数料」の下に「賃借料」を、「薬品費」の下に「報償費」を加  
 え、同項委託料の目中  
 「千万円未 満」 「千万円未 満」 を 「三千万円 未満」 「三千万円 未満」 に改め、  
 同項被服費、備消耗品費、印刷製本費、賃借料、厚生福利費及びリース債務の目中「備消耗  
 品費」及び「賃借料」を削り、同目の次に次のように加える。

備消耗品費	千万円以 上	千万円未 満	千万円未 満
-------	--------	--------	--------

別表第一支出予算の執行(支出を伴わない予算の執行を含む。)の項修繕費(緊急工事  
 用支給材料費を含む。)、修繕引当金繰入額及び特別修繕引当金繰入額の目送水管及び配  
 水管並びにその付属施設の修繕に係るもの(単価契約による送水管及び配水管並びにその  
 付属施設の修繕に係るものを除く。)の節中「五千万円未満」を「一億円未満」に、「三  
 千万円未満」を「六千万円未満」に改め、同目浄水場、給水場及び水質センターの施設に  
 係るものの節中「五千万円未満」を「一億円未満」に、「三千万円未満」を「六千万円未  
 満」に改め、同目その他の節中「千万円未満」を「二千万円未満」に、「五百万円未満」  
 を「千万円未満」に改め、同項会議費、研修費、報償費及び雑費の目中「報償費」を削  
 る。  
 別表第五を別表第六とし、別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加え  
 る。

別表第四(第十七条) 千葉県水道用供水給事業勘定科目表

収益の部			
款	項	目	節
水道用水 供給事業 収益			全ての収益的收入を記載し、営業収 益、営業外収益及び特別利益に区分 する。

営業収益	給水収益	基本料金	主たる営業活動から生ずる収益を記 載する。 水道用水供給による収入
営業外収 益	受託工事 収益 その他の 営業収益	使用料金	水道用水の供給における基本料金に よる収入 水道用水の供給における使用料金に よる収入 工事の受託による収入
	納付金 受取利息 及び配当 金	材料売却 収益 手数料 その他収 益	給水収益及び受託工事収益以外の収 益で通常発生する収益 材料の販売代金 証明手数料、材料検査手数料等 上記以外の営業収益
	補助金	預金利息 基金利息 貸付金利 有価証券 利息 配当金 国庫補助 金	金融及び財務活動に伴う収益並びに 営業活動以外の原因から生ずる収益 を記載する。 水道用水の供給に伴い収入する納付 金 預金及び投資等による収益 普通預金、通知預金、定期預金等の 利子 基金から生ずる利子 貸付金から生ずる利子 有価証券から生ずる利子 投資その他から生ずる配当金 営業費補助の目的で交付された補助 金 営業費補助の目的で交付された国庫 補助金



款	項	目	節	説明
水道用水供給事業費用	営業費用	原水及び浄水費	給料手当等	浄水職員の本給 浄水職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、特殊勤務、通勤等の諸手当及び児童手当 浄水職員の賞与引当金として計上するための繰入額
			賞与引当金繰入額	臨時浄水職員等の報酬
			法定福利費	浄水職員に係る地方職員共済組合負担金、地方公務員災害基金負担金及び健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の社会保険料の事業主負担金
			法定福利費引当金繰入額	浄水職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額
			旅費	旅費に関する規程の定めるところに
費用の部				
			益	長期前受金で整理した企業債償還繰入金のうち前年度以前に償還据置により収益化できなかった額
			企業債償還繰入金	長期前受金で整理した企業債以外の繰入金のうち前年度以前に償還据置により収益化できなかった額
			その他過年度収益分	上記以外の特別利益
			特別利益	
			被服費	より浄水職員及び臨時浄水職員に支給する旅費 被服貸与規程に基づき浄水職員及び臨時浄水職員に貸与する被服の購入費
			備消耗品費	浄水作業に必要な事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費用
			燃料費	浄水作業に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等
			光熱水費	浄水作業に使用する電気料、上下水道料金等
			印刷製本費	浄水作業に使用する用紙帳簿等の印刷費及び製本費
			通信運搬費	浄水作業に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料（移転架設料を含む。）、運送料等
			委託料	取水、浄水施設に係る運転管理、警備、汚泥の搬出等の委託に要する費用
			手数料	浄水作業に必要な電気設備検査、検便、身体検査等の手数料
			賃借料	浄水作業に必要な借地料、借家料、会場借上料等
			修繕費	浄水作業に使用する有形固定資産及び物品の修繕その他維持管理に要する費用
			修繕引当金繰入額	浄水作業に必要な修繕引当金として計上するための繰入額
			特別修繕引当金繰入額	浄水作業に必要な特別修繕引当金として計上するための繰入額
			路面復旧費	導水管の布設、修理等に要する道路の復旧費
			動力費	浄水作業に必要な機械装置等の運転に要する電気料、燃料、潤滑油等の

薬品費 保険料	費用 浄水用薬品費及び水質試験用薬品費 浄水作業に必要な自動車の保険料等に要する費用	等の報酬 送水職員に係る地方職員共済組合負担金、地方公務員災害基金負担金及び健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の社会保険料の事業主負担金
公課費	浄水作業に必要な自動車重量税に要する費用	送水職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額
報償費	役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対する報償金（講師に対する謝礼は除く。）及び表彰等の賞賜金	旅費に関する規程の定めるところにより送水職員等に支給する旅費 被服貸与規程に基づき送水職員等に貸与する被服の購入費 送水作業に必要な事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費用 送水作業に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等
材料費	浄水作業に使用する有形固定資産等の維持管理に要する材料費	送水作業に使用する電気料、上下水道料金等
補償費	浄水作業に必要な補償金、賠償金、見舞金等の費用	送水作業に使用する用紙帳簿等の印刷費及び製本費
負担金	浄水作業に必要な分水負担金その他の負担金	送水作業に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料（移転設料を含む。）、運送料等
受水費	他の公共団体から供給を受ける原水及び浄水の受水に要する費用	送水施設に係る運転管理、警備、汚泥の搬出等の委託に要する費用
会議費	浄水作業に必要な諸会議費	送水作業に必要な電気設備検査、検便、身体検査等の手数料
その他引当金繰入額	浄水作業に必要なその他引当金として計上するための繰入額	送水作業に必要な借地料、借家料、会場借上料等
雑費	その他科目で処理できない費用 送水管その他送水に係る設備の維持及び作業（以下「送水作業」という。）に要する経費	送水作業に使用する有形固定資産及び物品の修繕その他維持管理に要する費用
給料	送水作業に従事する職員（以下「送水職員」という。）の本給	送水作業に必要な修繕引当金として計上するための繰入額
手当等	送水職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、特殊勤務、通勤等の諸手当及び児童手当	
賞与引当金繰入額	送水職員の賞与引当金として計上するための繰入額	
報酬	送水等の業務に従事する臨時職員（以下「臨時送水職員」という。）	

	<p>特別修繕引当金繰入額</p>	<p>送水作業に必要な特別修繕引当金として計上するための繰入額</p>												<p>受託職員の賞与引当金として計上するための繰入額</p>	
<p>路面復旧費</p>	<p>送水管の布設、修理等に要する道路の復旧費</p>														<p>受託作業に従事する臨時職員（以下「臨時受託職員」という。）等の報酬</p>
<p>動力費</p>	<p>送水作業に必要な機械装置等の運転に要する電気料、燃料、潤滑油等の費用</p>														<p>受託職員に係る地方職員共済組合負担金、地方公務員災害基金負担金及び健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の社会保険料の事業主負担金</p>
<p>薬品費</p>	<p>送水作業に必要な薬品費</p>														<p>受託職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額</p>
<p>保険料</p>	<p>送水作業に必要な自動車の保険料等に要する費用</p>														<p>旅費に関する規程の定めるところにより受託職員等に支給する旅費</p>
<p>公課費</p>	<p>送水作業に必要な自動車重量税に要する費用</p>														<p>被服貸与規程に基づいて受託職員及び臨時受託職員に貸与する被服の購入費</p>
<p>報償費</p>	<p>役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対する報償金（講師に対する謝礼は除く。）及び表彰等の賞賜金</p>														<p>受託作業に必要な事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費用</p>
<p>材料費</p>	<p>送水作業に使用する有形固定資産等の維持管理に要する材料費</p>														<p>受託作業に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等</p>
<p>補償費</p>	<p>送水作業に必要な補償金、賠償金、見舞金等の費用</p>														<p>受託作業に必要な電気料、上下水道料金等</p>
<p>負担金</p>	<p>送水作業に必要な分水負担金その他の負担金</p>														<p>受託作業に必要な用紙帳簿等の印刷費及び製本費</p>
<p>会議費</p>	<p>送水作業に必要な諸会議費</p>														<p>受託作業に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料（移転設料を含む。）、運送料等</p>
<p>その他引当金繰入額</p>	<p>送水作業に必要なその他引当金として計上するための繰入額</p>														<p>受託作業に必要な設計、庁舎清掃等の委託に要する費用</p>
<p>雑費</p>	<p>その他科目で処理できない費用</p>														<p>受託作業に必要な諸設備の検査その他の検査料</p>
<p>受託工事費</p>	<p>受託作業の作業（以下「受託作業」という。）に要する費用（設計監督に要する費用を含む。）</p>														<p>受託作業に必要な借地料、借家料、会場借上料等</p>
<p>給料</p>	<p>受託作業に従事する職員（以下「受託職員」という。）の本給</p>														
<p>手当等</p>	<p>受託職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、特殊勤務、通勤等の諸手当及び児童手当</p>														

<p>修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 路面復旧費 動力費 報償費 材料費 工事請負費 保険料 公課費 補償費 負担金 会議費 その他引当金繰入額 雑費</p>	<p>受託作業に必要な工具、器具備品、自動車、その他有形固定資産の維持修繕に要する費用 受託作業に必要な修繕引当金として計上するための繰入額 受託作業に必要な特別修繕引当金として計上するための繰入額 受託作業に伴って生ずる道路の復旧費 受託作業に必要な機械装置等の運転に要する電気料、燃料、潤滑油等の費用 役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対する報償金（講師に對する謝礼は除く。）及び表彰等の賞賜金 受託作業に必要な管類その他の材料費 受託作業に必要な工事の請負費 受託作業に必要な自動車の保険料等に要する費用 受託作業に必要な自動車重量税に要する費用 受託作業に伴う補償金、賠償金、見舞金等の費用 受託作業に必要な負担金 受託作業に必要な諸会議費 受託作業に必要なその他引当金として計上するための繰入額 その他科目で処理できない費用 事業活動の全般に関連する費用（本局における通常業務の大部分を含む。）</p>	<p>給料 手当等 賞与引当金繰入額 報酬 法定福利費 法定福利費 費引当金繰入額 旅費 被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料</p>	<p>総係職員の本給 総係職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、特殊勤務、通勤等の諸手当及び児童手当 総係職員の賞与引当金として計上するための繰入額 臨時総係職員、臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員等に関する報酬 総係職員に係る地方職員共済組合負担金、地方公務員災害基金負担金及び健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の社会保険料の事業主負担金 総係職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額 旅費に関する規程の定めるところにより総係職員及び臨時総係職員に支給する旅費 被服貸与規程に基づいて総係職員及び臨時総係職員に貸与する被服の購入費 総括的業務に必要な事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費用 総括的業務に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等 総括的業務に必要な電気料、上下水道料金等 総括的業務に必要な用紙帳簿等の印刷費及び製本費 総括的業務に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料（移転架設料を含む。）、運送料等 総括的業務に必要な設計、調査、清掃、くみ取等の委託料</p>
---	---	---	---



営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	材料売却 原価 雑支出	修繕等に使用する材料等の売却により生じた帳簿価額 営業費用であつて他科目に属さないものの費用 金融及び財務活動に伴う費用並びに固有の事業活動に係る費用以外の費用を支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出に区分する。 企業債利息及び借入金利息並びに企業債手数料及び取扱費(未稼働資産に係るものを除く。)	企業債利息	企業債の利息	受託費用	通信運搬費 委託料 材料費 工事請負費 設備費 報償費 修繕費 会議費 雑費	調査に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料(移転架設料を含む。)、運送料等 調査に要する測量、設計委託料等 調査に必要な管類その他の材料費 調査に必要な工事の請負費 調査に要する設備の費用 調査に伴う報償金等 調査に要する有形固定資産及び物品の維持管理に要する費用 調査に必要な諸会議費 その他他科目で処理できない費用 受託による調査等(以下「受託事業」という。)に要する費用のうち営業活動に係る費用以外の費用 旅費に関する規程の定めるところにより受託事業に従事する職員に支給する旅費 受託事業に使用する事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費用 受託事業に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等 受託事業に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料(移転架設料を含む。)、運送料等 受託事業に必要な設計、調査、製造等の委託に要する費用 受託事業に必要な有形固定資産及び物品の維持修繕に要する費用 受託事業に必要な工事の材料費 受託事業に必要な工事の請負費 受託事業に必要な報償金等 受託事業に必要な諸会議費
	調査費	雑支出 燃料費	将来の事業運営等について調査するための費用 旅費に関する規程の定めるところにより調査に従事する職員に支給する旅費 調査に要する事務用備品及び消耗品の購入費 調査に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等	企業債利息 年賦未払金利息 金利 一時借入金利息 長期借入金利息 金利 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費 リース債務利息	額面以下で取得した企業債の毎事業年度発生する利息の額 長期借入金利息 一時借入金利息 年賦未払金の利息 企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費 リース債務の利息	通信運搬費 委託料 修繕費 材料費 工事請負費 報償費 会議費	調査に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料(移転架設料を含む。)、運送料等 調査に要する測量、設計委託料等 調査に必要な管類その他の材料費 調査に必要な工事の請負費 調査に要する設備の費用 調査に伴う報償金等 調査に要する有形固定資産及び物品の維持管理に要する費用 調査に必要な諸会議費 その他他科目で処理できない費用 受託による調査等(以下「受託事業」という。)に要する費用のうち営業活動に係る費用以外の費用 旅費に関する規程の定めるところにより受託事業に従事する職員に支給する旅費 受託事業に使用する事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費用 受託事業に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等 受託事業に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料(移転架設料を含む。)、運送料等 受託事業に必要な設計、調査、製造等の委託に要する費用 受託事業に必要な有形固定資産及び物品の維持修繕に要する費用 受託事業に必要な工事の材料費 受託事業に必要な工事の請負費 受託事業に必要な報償金等 受託事業に必要な諸会議費	



<p>建物減価償却累計額</p>	<p>事務所用建物 施設用建物 その他建物</p>	<p>本局庁舎等専ら事務所の用に供されている建物 取水、貯水、浄水、配水等の作業施設の用に供されている建物 上記以外の建物</p>	<p>減価償却累計額 送水設備減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額</p>	<p>送水設備の減価償却累計額を処理する。 その他構築物の減価償却累計額を処理する。</p>
<p>建物減価償却累計額</p>	<p>事務所用建物減価償却累計額 施設用建物減価償却累計額 その他の建物減価償却累計額</p>	<p>事務所用建物の減価償却累計額を処理する。 施設用建物の減価償却累計額を処理する。 その他の建物の減価償却累計額を処理する。</p>	<p>構築物減価償却累計額 機械及び装置</p>	<p>構築物の減損損失累計額を処理する。 機械、装置及びコンベア起重機等の運搬設備並びにその附属設備を処理する。 電動機、変圧機、配電盤及び構内配電設備装置等(建物に含むものを除く。) ディーゼルエンジンその他の内燃設備</p>
<p>建物減損損失累計額 構築物</p>	<p>原水及び浄水設備 送水設備 その他構築物</p>	<p>土地に定着する土木施設又は工作物等処理する。 取水設備から沈でん池及びろ過池を経て浄水を終わるまでの設備 浄水の送水設備 上記以外の諸施設</p>	<p>ポンプ設備 塩素滅菌設備 薬品注入設備 計装設備 その他機械及び装置</p>	<p>取水、配水、浄水等のポンプ設備及びその附属設備(連結電動設備等分離しがたい電気設備を含むことができる。) 塩素滅菌用の設備 塩素以外の薬品注入設備</p>
<p>構築物減価償却累計額</p>	<p>原水及び浄水設備</p>	<p>原水及び浄水設備の減価償却累計額を処理する。</p>	<p>機械及び装置減価償却累計額</p>	<p>機械及び装置の減価償却累計額を処理する。</p>

	<p>電気設備 減価償却 累計額 内燃設備 減価償却 累計額 ポンプ設 備減価償 却累計額 塩素滅菌 設備減価 償却累計 額 薬品注入 設備減価 償却累計 額 計装設備 減価償却 累計額 その他機 械装置減 価償却累 計額</p>	<p>電動機、変圧機、配電盤及び構内配 電設備装置等（建物に含むものを除 く。）の減価償却累計額 ダイーゼルエンジンその他の内燃設 備の減価償却累計額を処理する。 取水、配水、浄水等のポンプ設備及 びその附属設備（連結電動設備等分 離しがたい電気設備を含むことがで きる。）の減価償却累計額を処理す る。 塩素滅菌用の設備の減価償却累計額</p>	<p>車両運搬 具減損損 失累計額 工具器具 及び備品 減価償却 累計額 工具器具 及び備品 減損損失 累計額 リース資 産</p>	<p>車両運搬具の減損損失累計額を処理 する。 機械及び装置の附属設備に含まれな い工具器具及び備品であつて耐用年 数1年以上単価10万円以上のもので 処理する。 工具器具及び備品の減価償却累計額 を処理する。 工具器具及び備品の減損損失累計額 を処理する。</p>
<p>機械及び 装置減損 損失累計 額 車両運搬 具 車両運搬 具減価償 却累計額</p>	<p>各種計測用装置及び設備の減価償却 累計額を処理する。 その他の機械及び装置の減価償却累 計額を処理する。 機械及び装置の減損損失累計額を処 理する。</p>	<p>リース資 産減価償 却累計額 リース資 産減損損 失累計額 建設仮勘 定</p>	<p>有形固定資産の建設又は改良のため 支出した工事費（前払金等を含 む。）を処理する。 拡張工事により生じた建設仮勘定 改良工事により生じた建設仮勘定 施設を共有することにより生じた建 設仮勘定 上記以外の固定資産を処理する。</p>	
<p>自動車、車両その他陸上運搬具であ つて耐用年数1年以上単価3万円以 上のもので処理する。 車両運搬具の減価償却累計額を処理 する。</p>	<p>自動車、車両その他陸上運搬具であ つて耐用年数1年以上単価3万円以 上のもので処理する。 車両運搬具の減価償却累計額を処理 する。</p>	<p>その他の有 形固定資 産</p>	<p>拡張施設 改良施設 共通施設</p>	

	<p>無形固定資産</p>	<p>その他有形固定資産減価償却累計額 その他有形固定資産減損損失累計額</p>	<p>上記以外の固定資産の減価償却累計額を処理する。 上記以外の固定資産の減損損失累計額を処理する。 水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、ダム使用権、リース資産等で有償取得したものを処理する。 河川法第23条から第28条までに規定する権利 土地の上に設定された民法第601条に規定する権利を処理する。 民法第265条及び第269条の2に規定する権利を処理する。 特許法第29条に規定する権利を処理する。 電気ガス供給施設利用権及びその他の施設利用権を処理する。 特定多目的ダム法第17条に規定する権利等を処理する。 業務に供されているソフトウェア 無形固定資産に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産を処理する。 製作途中のソフトウェアに係る支出累計額 上記以外の無形固定資産を処理する。</p>	<p>水道用水 供給事業 流動資産</p>	<p>投資その他の資産</p>	<p>投資有価証券 出資金 長期貸付金 長期貸付金貸倒引当金 減債基金 基金 年賦未収金 破産更生債権等 破産更生債権等貸倒引当金 その他投資 その他投資減価償却累計額 現金</p>	<p>現金 現金 現金</p>	<p>長期所有の有価証券、出資金、貸付金等を処理する。 金融商品取引法第2条に規定する有価証券で投資の目的のために保有するものを処理する。 投資の目的をもってした出資金を処理する。 一年以上にわたる貸付金を処理する。 長期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当金 企業債償還に充てるため特定預金等の形態で保有するもの 基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの 固定資産の年賦未収金を処理する。 破産し、又は実質的に破産になつている債務者に対する債権 破産更生債権等の回収不能による損失に備えるための引当金 上記以外の投資その他の資産を処理する。 投資その他の資産に係る減価償却累計額を処理する。 現金及び預金、未収金、一時所有の有価証券、1年未満の短期債権等を処理する。 現金及び当座、定期、通知、普通、決済用普通の各預金を記載する。 保管現金及び当座預金 保管現金</p>
--	---------------	--	--	-------------------------------	-----------------	---	-------------------------	--

未収金	<p>預金</p> <p>営業未収金</p> <p>営業外未収金</p> <p>未収消費税</p>	<p>当座預金</p> <p>定期預金</p> <p>譲渡性預金</p> <p>通知預金</p> <p>普通預金</p> <p>決済用普通預金</p>	<p>当座預金、譲渡性預金、通知預金、普通預金及び決済用普通預金</p> <p>定期預金</p> <p>譲渡性預金</p> <p>通知預金</p> <p>普通預金</p> <p>決済用普通預金</p> <p>営業未収金、営業外未収金及びその他の未収金を処理する。</p> <p>営業収益の未収金を処理する。</p> <p>給水料金の未収金</p> <p>受託工事に係る収益の未収金</p> <p>諸手数料その他営業収益の未収金</p> <p>本来の営業活動によらない営業外収益等に係る未収金を処理する。</p> <p>他会計から繰り入れられた返済の必要のない補助金の未収金</p> <p>給水装置、配水管等に関連のない受託工事収益の未収金</p> <p>有価証券の売却、不用品売却等により生じた未収金</p> <p>上記以外の営業外未収金</p> <p>消費税及び地方消費税還付金の未収</p>	<p>受取手形</p> <p>受取手形貸倒引当金</p> <p>貯蔵品</p> <p>受取手形貸倒引当金</p> <p>前払費用</p>	<p>税及び地方消費税還付金</p> <p>その他未収金</p> <p>その他貯蔵品</p> <p>消耗工器具備品</p> <p>消耗品</p> <p>再用品</p>	<p>金を処理する。</p> <p>固定資産の売却代金等資産及び資本関係の未収金その他の未収金</p> <p>未収金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p> <p>随時現金化される有価証券で一時的所有の目的で保有されるものを処理する。</p> <p>通常の業務活動において発生した手形債権</p> <p>手形債権の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの</p> <p>貯蔵品名鑑（貯蔵品単価表）の区分により材料、貯蔵量水器具、消耗工器具備品、消耗品、再用品等を処理する。</p> <p>工事用等材料として貯蔵するものを処理する。</p> <p>消耗工器具、器具備品等で貯蔵するものを処理する。</p> <p>消耗品で貯蔵するものを処理する。</p> <p>撤去した施設等のうち再用可能なものの</p> <p>廃材、用途廃止の機械器具等上記以外の再用可能な貯蔵品</p> <p>1年未満の返済を目的とする貸付金を処理する。</p> <p>短期貸付金の回収不能による損失に備えるための引当金を処理する。</p> <p>前払された費用（未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等）で貸</p>
-----	---	---	---	--	---	---



水道用水 供給事業 流動負債	その他固 定負債	その他引 当金	一時借入 金	一時借入 金	事業の通常の取引において1年以内に償還しなければならないものを処理する。	リース債 務	その他長 期借入金	上記以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。
一時借入 金	一時借入 金	一時借入 金	一時借入 金	一時借入 金	事業の通常の取引において1年以内に償還しなければならないものを処理する。	リース債 務	その他長 期借入金	上記以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。
建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債で1	営業未払 金	建設改良 等長期借 入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。
建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良 等企業債	建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債で1	営業未払 金	建設改良 等長期借 入金	建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金で1年以内に返済期限が到来するものを処理する。

年賦未払金	営業前受金	工事予納金 その他営業前受金	固定資産購入代金等の未払額で1年以内に支払期限が到来するものを処理する。 未払賃借料、未払利息等一定の契約に従い継続的役務を受ける場合、既に提供された役務の対価に対する未払金で営業未払金に属さないものを処理する。 対価を受け取ったもののうち、いまだその債務を履行していないものについて、その受け取った対価に相当する額を処理する。 営業収益に属する前受金を処理する。 受託工事収益に係る前受金を処理する。 上記以外の営業前受金を処理する。	賞与引当金 法定福利費引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金	翌事業年度の職員に支払う賞与のうち、当年度負担相当額を見積もり計上する引当金を処理する。 翌事業年度の職員に係る地方職員共済組合負担金の事業主負担金のうち当年度に属する事業主負担額を処理する。 毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかつた場合において、その修繕に備えて計上する引当金を処理する。 数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金で、1年以内に使用される見込みのものを処理する。 上記以外の引当金で流動負債に係るものを処理する。 上記以外の流動負債を処理する。
未払費用	営業外前受金 その他前受金	工事予納金 資産売却納付金 その他の前受金	工事負担金等に係る前受金を処理する。 土地の売却に係る前受金を処理する。 上記以外のその他前受金を処理する。 前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額を処理する。 賞与引当金及び法定福利費引当金等特定目的に対して引き当てた額を処理する。	預り保証金 預り諸税 仮受消費税及び地方消費税 その他預り金	契約保証金、入札保証金、保証物としての有価証券等の差入保証金 所得税、市町村民税等の預り金 課税売上に係る消費税及び地方消費税に相当する額を処理する。 その他の預り金 償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等を記載する。
前受収益			水道用水供給事業繰延収益	長期前受金	償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等を処理する。 償却資産の取得又は改良に充てるために受領した補助金等を処理する。 償却資産の取得又は改良に充てる国庫補助金 償却資産の取得又は改良に充てる県補助金
引当金				国庫補助金 県補助金	



受贈財産 評価額 建設分担 金 寄付金 その他資 本剰余金 利益剰余 金	償却資産以外の贈与を受けた財産の 評価額を処理する。 建設工事に対する分担金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた寄附金 資本剰余金であつて他の科目に属さ ないものを処理する。 損益活動により生ずる剰余金で、毎 年度の純利益から留保したものの内 訳を処理する。 企業債の償還に充てるための積立金 を処理する。 欠損金を埋めるための積立金を処理 する。 建設又は改良を行うための積立金を 処理する。 当年度末における繰越利益剰余金 (又は繰越欠損金)の額に当年度の 純利益(又は純損失)、その他未処 分利益剰余金変動額の金額を加減し た額を処理する。	繰越利益 剰余金年 度末残高 (繰越欠 損金年度 末残高)	前年度未処分利益剰余金(又は前年 度未処分欠損金)の額から前年度利 益剰余金処分額(又は前年度欠損金 処理額)を控除して得た繰越利益剰 余金(又は繰越欠損金)の額に年度 中の繰越利益剰余金の増加高又は減 少高(繰越欠損金減少高又は増加 高)を加減した額を処理する。 当年度の損益取引の結果発生した純 利益(又は純損失)	工事勘定の部				
					款	項	目	節	説明
					水道用水 供給事業 工事勘定 (資本的 支出)	建設改良 費	建設調査 費 建設工事 費	委託料 手数料 工事請負 費 経費	水道用水供給事業用資産の建設改良 又は取得及びこれに要した負債等の 返済に必要な支出を記載する。  水道用水供給事業の推進に必要な資 産の改良又は取得に必要な支出を記 載する。 建設工事に直接関連する各種調査に 要する経費 建設調査に必要な委託料 建設調査に必要な手数料 建設工事に直接要する経費
							工事請負 費	工事の請負費	工事のため必要な軌道横断立会費、 運搬費、燃料費その他の費用 水源施設の整備・利用に当たり負担 する費用 建設工事の実施に要する事務費
							給料 手当等 賞与引当 金繰入額	給料 手当等 賞与引当 金繰入額	建設事務に必要な職員の本給 建設事務に必要な扶養、期末、勤 勉、時間外勤務、休日勤務、夜間勤 務、特殊勤務、通勤等の諸手当及び 児童手当 建設事務に必要な職員の賞与引当金 として計上するための繰入額

報酬	建設事務に必要な臨時職員等の報酬						
法定福利費	建設事務に必要な職員に係る地方職員共済組合負担金、地方公務員災害基金負担金及び健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の社会保険料の事業主負担金						
法定福利費引当金	建設事務に必要な職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額						
繰入額							
旅費	建設事務に必要な旅費に関する規程の定めるところにより支給する旅費						
被服費	建設事務に必要な被服貸与規程に基づいて貸与する被服の購入費						
備消耗品費	建設事務に必要な事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費						
燃料費	建設事務に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等						
光熱水費	建設事務に必要な電気料、上下水道料金等						
印刷製本費	建設事務に必要な用紙帳簿等の印刷費及び製本費						
通信運搬費	建設事務に必要な郵便葉書及び郵便切手の費用、電信電話料(移転架設料を含む。)、運送料等						
委託料	建設事務に必要な設計、調査、製図、清掃等の委託料						
手数料	建設事務に必要な設備検査、器具検査等の手数料						
賃借料	建設事務に必要な借地料、借家料、会場借上料等						
修繕費	建設事務に必要な事務所、自動車等の有形固定資産及び消耗備品等の維持修繕に必要な費用						
厚生福利費	建設事務に必要な職員の厚生費及び福利費						
報酬費	役務の提供、施設の利用等によつて受けた利益に対する報酬金(講師に対する謝礼は除く。)及び表彰等の賞賜金						
補償費	建設事務に必要な補償金、賠償金、見舞金等						
負担金	建設事務に必要な負担金						
動力費	建設事務に必要な機械装置等の運転に必要な電気料、燃料、潤滑油等の費用						
薬品費	建設事務に必要な薬品費						
保険料	建設事務に必要な自動車の保険料等に要する費用						
公課費	建設事務に必要な自動車重量税に要する費用						
会議費	建設事務に必要な諸会議費						
雑費	その他科目で処理できない費用						
改良施設費	取水、導水、浄水及び給水場施設の改良のため要する経費						
材料費	工事に使用する材料費						
工事請負費	工事の請負費						
委託料	改良事務に必要な設計、調査、製図等の委託料						
労力費	工事に要する人夫の賃金その他の労力費						
路面復旧費	工事のため必要な道路復旧費						
経費	工事のため必要な軌道横断立会費、運搬費、燃料費その他の費用						
改良事務費	改良工事に要する事務費						
給料	改良職員の本給						
手当等	改良職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務、特殊						

賞与引当 金繰入額	勤務、通勤等の諸手当及び児童手当 改良職員の賞与引当金として計上す るための繰入額			事務所、自動車等の有形固定資産及 び消耗備品等の維持修繕に必要な費 用
報酬 法定福利 費	臨時改良職員等の報酬 改良職員に係る地方職員共済組合負 担金、地方公務員災害基金負担金及 び健康保険料、厚生年金保険料、労 働保険料等の社会保険料の事業主負 担金		厚生福利 費	改良職員の厚生費及び福利費
法定福利 費引当金 繰入額	改良職員の法定福利費引当金として 計上するための繰入額		補償費	役務の提供、施設の利用等によつて 受けた利益に対する報償金（講師に 対する謝礼は除く。）及び表彰等の 賞賜金 改良事務に伴う補償金、賠償金、見 舞金等
旅費	旅費に関する規程の定めるところに より改良職員及び臨時改良職員に支 給する旅費		負担金 動力費	改良事務に必要な負担金 改良工事に必要な機械装置等の運転 に要する電気料、燃料、潤滑油等の 費用
被服費	被服貸与規程に基づいて改良職員及 び臨時改良職員に貸与する被服の購 入費		薬品費 保険料	改良事務に必要な薬品費 改良事務に必要な自動車の保険料等 に要する費用
備消耗品 費	改良事務に要する事務用及び工事用 備品並びに消耗品の購入費		公課費	改良事務に必要な自動車重量税に要 する費用
燃料費	改良事務に必要な自動車用、冷暖房 用燃料費等		会議費 雑費	改良事務に必要な諸会議費 その他科目で処理できない費用
光熱水費	改良事務に必要な電気料、上下水道 料金等		固定資産 取得費	水道用 waters 供給事業の推進に必要な固 定資産の取得に要する支出 各施設建設に伴う用地取得費等を処 理する。
印刷製本 費	改良事務に必要な用紙帳簿等の印刷 費及び製本費		土地取得 費	各施設の建設に伴う管理用建物の取 得費を処理する。
通信運搬 費	改良事務に必要な郵便葉書及び郵便 切手の費用、電信電話料（移転架設 料を含む。）、運送料等		建物取得 費	各施設の建設に伴う構築物の取得費 を処理する。
委託料	改良事務に必要な設計、調査、製 図、清掃等の委託料		構築物取 得費	各施設の建設に要する機械及び装置 の取得費を処理する。
手数料	改良事務に必要な設備検査、器具検 査等の手数料		機械及び 装置取得 費	各施設の建設に要する運送用車両取 得費を処理する。
賃借料	改良事務に必要な借地料、借家料、 会場借上料等		車両運搬 具取得費	

			<p>工具器具及び備品取得費 地上権取得費 電話加入権取得費 有価証券取得費 ソフトウェア取得費</p>	<p>各施設の建設に要する工具、器具及び備品の取得費を処理する。 民法第265条及び第269条の2に規定する権利の取得に要する支出 電話加入権の取得に要する支出 債権等の有価証券の購入に要する支出 ソフトウェア取得に要する支出 リース債務の支払に要する支出</p>				<p>経費 拡張事務費</p>	<p>施設の拡張工事のため必要な軌道横断立会費、運搬費、燃料費その他の費用 拡張工事に要する事務費</p>
	<p>リース債務支払額 建物利息</p>	<p>リース債務の支払に要する支出</p>	<p>企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息 生産効率の向上及び改善に要した経費でその効果が翌年度以降に及ぶもの</p>					<p>法定福利費 法定福利費引当金繰入額 旅費</p>	<p>建設職員に係る地方職員共済組合負担金、地方公務員災害基金負担金及び健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料等の社会保険料の事業主負担金 建設職員の法定福利費引当金として計上するための繰入額 旅費に関する規程の定めるところにより建設職員及び臨時建設職員に支給する旅費 被服貸与規程に基づいて建設職員及び臨時建設職員に貸与する被服の購入費</p>
	<p>試験研究費 拡張施設費</p>	<p>水道施設の拡張のため必要な支出を記載する。 施設の拡張のため要する経費</p>	<p>新規研究及び新規技術に要する経費</p>					<p>被服費 備消耗品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費</p>	<p>建設事務に要する事務用及び工事用備品並びに消耗品の購入費 建設事務に必要な自動車用、冷暖房用燃料費等 建設事務に必要な電気料、上下水道料金等 建設事務に必要な用紙帳簿等の印刷費及び製本費 建設事務に必要な郵便葉書及び郵便</p>
	<p>拡張工事費</p>	<p>材料費 工事請負費 委託料 労力費 路面復旧費</p>	<p>施設の拡張工事に使用する材料費 施設の拡張工事の請負費 施設の拡張工事に必要な設計、調査、製図等の委託料 施設の拡張工事に必要な人夫の賃金 その他の労力費 施設の拡張工事に必要な管の布設、修理等に要する道路の復旧費</p>						

費	切手の費用、電信電話料(移転架設料を含む。)、運送料等						
委託料	建設事務に必要な設計、調査、製図、清掃等の委託料						
手数料	建設事務に必要な設備検査、器具検査等の手数料						
賃借料	建設事務に必要な借地料、借家料、会場借上料等						
修繕費	事務所、自動車等の有形固定資産及び消耗備品等の維持修繕に必要な費用						
厚生福利費	建設職員の厚生費及び福利費						
薬品費	建設工事に伴う充水洗浄作業等に係る薬品費						
報償費	役務の提供、施設の利用等によって受けた利益に対する報償金(講師に対する謝礼は除く。)及び表彰等の賞賜金						
補償費	建設事務に伴う補償金、賠償金、見舞金等						
負担金	建設事務に必要な負担金						
動力費	建設工事に必要な機械装置等の運転に要する電気料、燃料、潤滑油等の費用						
保険料	建設事務に必要な自動車の保険料等に要する費用						
公課費	建設事務に必要な自動車重量税に要する費用						
会議費	建設事務に要する諸会議費						
雑費	その他科目で処理できない費用						
固定資産取得費	水道施設の拡張のために必要な固定資産の取得に要する支出 各施設建設に伴う用地取得費等						
土地取得費	各施設建設に伴う用地取得費等						
共通管理 関連事業 費							
リース債務 支払額	リース債務の支払に要する支出						
建設元金 開発費	建設元金 開発費						
試験研究 費	試験研究 費						
建設利息	建設利息						
建物取得 費	建物取得 費						
構築物取 得費	構築物取 得費						
機械及び 装置取得 費	機械及び 装置取得 費						
車両運搬 具取得費	車両運搬 具取得費						
工具器具 及び備品 取得費	工具器具 及び備品 取得費						
電話加入 権取得費	電話加入 権取得費						
有価証券 取得費	有価証券 取得費						
ソフトウェア 取得費	ソフトウェア 取得費						
リース債務の支払に要する支出	リース債務の支払に要する支出						
建設工事等に係る支払利息	建設工事等に係る支払利息						
企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息	企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息						
建設工事等に係る支払元金	建設工事等に係る支払元金						
生産能率の向上及び改善に要した経費	生産能率の向上及び改善に要した経費						
規程年度以降に及ぶもの	規程年度以降に及ぶもの						
新規研究及び新規技術に要する経費	新規研究及び新規技術に要する経費						
二以上の建設事業について共同して一の施設を設置する場合の建設費	二以上の建設事業について共同して一の施設を設置する場合の建設費						
建設工事等に係る支払利息を計上する。	建設工事等に係る支払利息を計上する。						

有形固定資産	企業債手数料及び取扱費	支払利息	企業債、他会計繰入金、一時借入金等に対する支払利息
土地	建物		企業債発行に対する登録手数料並びに企業債の元利償還の都度支払う手数料及び取扱費
建物			有形固定資産のうち、土地、建物等附帯費用の必要なものに対し、一時的に整理するために設ける。
			土地取得費及び附帯費用
			建物取得費及び附帯費用

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に、改正前の千葉県企業局財務規程の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この管理規程の施行の日前に、解散前の九十九里地域水道企業団又は解散前の南房総広域水道企業団が、財務に関して定めた企業管理規程(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第十条に規定する企業管理規程をいう。)等に基づき調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(補則)

4 前二項に定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第六号

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程(昭和四十八年千葉県開発庁管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「工業用水道部長」を「用水供給部長、工業用水部長」に改める。

附則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第七号

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程(昭和五十三年千葉県水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」に改め、同条第二号中「水道部」の下に、「用水供給部」を加える。

附則

(施行期日)

1 この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に解散前の九十九里地域水道企業団の長又は解散前の南房総広域水道企業団の長がした行政財産の使用許可(以下「施行日前許可」という。)で、同日以後においては局長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程第四条の規定により局長がした使用許可とみなす。この場合において、当該使用許可の許可期間及び使用料については、千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の規定にかかわらず、それぞれ施行日前許可と同一の許可期間及び使用料とする。

千葉県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第八号

千葉県企業局職員被服等貸与規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局職員被服等貸与規程(昭和五十六年千葉県水道局管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二設計又は工事の監督若しくは作業のうち現場業務に従事する職員の項中

「ヘルメット

」を「ヘルメット  
防暑衣

」に改め、同表用

地買収業務に従事する職員のうち「ヘルメット」を

「ヘルメット」に改め、同表浄水等施設の保守管理業務又は運転業務に

に従事する職員のうち「又は運転業務」を削り、「ヘルメット」を

「ヘルメット」に改め、同項の次に次のように加える。

ヘルメット	ヘルメット
防暑衣	雨衣
	ゴム長靴

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第九号

千葉県企業局行政文書規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政文書規程(昭和六十三年千葉県水道局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「水道部」の下に、「用水供給部」を加え、同条第二項第三号中「水道部次長」の下に、「用水供給部長、用水供給部次長」を加える。

別表第二水道部の項計画課の目的次に次のように加える。

建設課	企水建
-----	-----

別表第二水道部の項の次に次のように加える。

用水供給部	用水供給管理課	企用管
	用水供給施設課	企用施

別表第三水質センターの項の次に次のように加える。

九十九里用水供給事務所	九用供
南房総用水供給事務所	南用供

附則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第四号第八号及び第五条第四号に規定する者を定める管理規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局管理規程第十号

県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第四号第八号及び第五条第四号に規定する者を定める管理規程の一部を改正する管理規程

県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例第四号第八号及び第五条第四号に規定する者を定める管理規程(令和七年千葉県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

本則第一項中「県営水道事業の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例」を「県営水道事業及び県営水道用水供給事業の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例」に改める。

附則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。

企業局訓令

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局訓令第一号

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程の一部を改正する訓令

千葉県企業局建設工事等指名業者選定審査会規程(昭和四十五年千葉県水道局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「水道部次長」の下に、「用水供給部長、用水供給部次長」を加える。

第九条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

える。

三 用水供給部会 用水供給部の所掌する事務に係る請負契約等

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

千葉県企業局工業用水道事業に係る自家用電気工作物保安規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

千葉県企業局長 野村 宗作

千葉県企業局訓令第二号

工業用水部

工業用水道事務所

千葉県企業局工業用水道事業に係る自家用電気工作物保安規程を廃止する訓令

千葉県企業局工業用水道事業に係る自家用電気工作物保安規程（昭和四十六年千葉県開発庁訓令第二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

購読料

本号

一部

一〇〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八